

## 令和8年（2026年）度 北のハイグレード食品 2027 商品選定実施要領

### （事業の目的）

第1条 本事業は、道産食品の発掘・磨き上げを行うとともに、「優れた食味」「高い品質管理」「強い消費者訴求力」を備えた商品をリーダー群として束ねて押し出し、道内外へ北海道の食ブランドの効果的な情報発信及び販売促進をすることによって、北海道の食産業の活性化を図ることを目的とする。

### （商品選定の趣旨）

第2条 本事業において選定する商品は、食の専門家により、「優れた食味」「高い品質管理」「強い消費者訴求力」を備えていると認められた商品であり、道産加工食品のトップランナーとして道内外へ発信することで、販路拡大機会の創出や食を通じた地域への観光入込の増加を目指す。

### （選定商品の要件）

第3条 本要領に基づき、選定する商品については次の全ての要件を満たす加工食品とする。

- （1）主原料が北海道産であるもの（主原料：原材料の第一位の原料）
- （2）道内事業者（登記簿上の本社の所在地が道内であること）が道内で製造加工を行ったもの
- （3）既に流通している商品、または流通に乗せていない商品については取り寄せに対応しているもの
- （4）HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度に対応済みの事業者が製造したもの

### （選考の対象となる商品）

第4条 選考の対象となる商品は、次の全てを満たす加工食品とする。

- （1）振興局等が実施する選考商品の募集に対し期日までに振興局に応募があったもの
- （2）振興局が食産業振興課に推薦する商品、食産業振興課が推薦する商品、または北海道食のサポーター等が道の事業により地域に出向いて発掘した商品であること
- （3）商品を製造する事業者から試食品提供など選考過程における協力対応の了承が得られたもの
- （4）商品選定後、道の施策と連携し、道内外へ北海道の食ブランドの効果的な情報発信及び販売促進に取り組む意欲のある事業者の製造する商品であること

### （選考の対象から除く商品）

第5条 次に該当する商品については、選考対象から除く。

- （1）事前審査時点で一般消費者が購入できない商品
- （2）道外の消費者に高い評価が定着している商品
- （3）消費者において高度な調理が必要な商品
- （4）極端に消費期限・賞味期限が短く流通が難しい商品
- （5）審査の際に、道が指定した期日までに適当な数量の試食品が審査会場に到着していない商品
- （6）その他、食産業振興課において評価が困難と判断した商品

### （選考方法）

第6条 別途選任する北海道食のサポーター等による選考を経て決定する。

### （庶務）

第7条 本事業の庶務は、北海道経済部食関連産業局食産業振興課が担当する。

### （その他）

第8条 その他必要な事項は、別に定める。